

## 「先進医療」に関するお知らせ

(「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」等の「先進医療」からの削除について)

今般、2020年度診療報酬改定に向けて、厚生労働省で「先進医療※」の見直し検討が行われました。

その中で、「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」および「歯周外科治療におけるバイオ・リジェネレーション法」等(以下、「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」等)が、2020年4月1日より、「先進医療」から削除されることとなりました。

当社の「先進医療保険」、「無配当先進医療特約」については、手術や療養などを受けた時点において、厚生労働大臣が定める「先進医療」であることを支払事由にしています。そのため、ご契約日に関わらず、この度「先進医療」から削除された「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」等を2020年4月1日以降に受けた場合、「先進医療保険」、「無配当先進医療特約」の給付対象とはなりませんので、ご注意ください。

※ 「先進医療」とは

- ✓ 厚生労働省に承認された新たな治療・手術で、保険診療との併用が認められている制度のことです。
- ✓ 先進医療の技術に関する費用は自己負担となります。(診察など通常の治療との共通部分は公的医療保険の対象)
- ✓ 将来的な保険診療導入を前提に、安全性・有効性を評価するため、適宜追加・削除が行われ、変動します。

当社ホームページ「先進医療情報ステーション」(<http://www.senshin-dai-ichi.jp/>)もご覧ください。

今後の「先進医療」に関する最新情報につきましては、厚生労働省のホームページをご確認ください。